

羽曳野市立高鷲中学校いじめ防止基本方針

平成26年 1月24日策定

平成29年11月 1日改定

令和 7年 4月 1日改定

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学年・学級・生徒でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立脚し、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「羽曳野市立高鷲中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2. いじめの防止について

(1) いじめの防止のための共通理解

いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との、雰囲気为学校全体に醸成していく。その際、いじめの未然防止のための授業（「いじめとは何か。いじめは何故許されないのか。」等）を、校長や学級担任等が講師を勤め実施する。

また、常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共通する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目に付く場所に掲示するなど工夫する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気

持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取り組みを行う。また、その際、「いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。」等についても、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取り組みを行う。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方については細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。

◇発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

◇海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

◇性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

◇東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細

心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

3. いじめに対する措置について

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後は、「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

生徒から学校の教職員にいじめ(疑いも含む)に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、その日のうちに当該情報を速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめられた生徒を別室において指導することとするなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷後ストレス障がい(PTSD)等のいじめによる後遺症のケアを行う。いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な中を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に共有する。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけでなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係修復を経て、双方の当

事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(4) その他の留意事項

① 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応のあり方について、全ての教職員で共通理解を図る。このため、学校においては、「いじめ対策委員会」の構成・人員配置を工夫する。

② 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

4. 基本的な対応

生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教員一人ひとりが分かりやすい授業に努め、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己効力感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳や総合的な学習の時間に、命の大切さについての指導を行う。また「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒が持てるように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させ自覚させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① あいさつ運動

「あいさつ」が、人間関係の第一歩となることを伝え、相互理解を進める運動として捉え、生徒会・委員会活動を中心として学校全体で取り組む。

② 生徒会活動

「生徒会活動」の一環として、生徒の活動としてのいじめ防止運動を進め、生徒個々がいじめに対する正しい批判意識を持てるようにはたらきかける。

③道徳教育の充実

「道徳の時間」を核とし、学校生活のすべての場面において、生徒の道徳的正義感や自己肯定感・自己有用感を涵養していく。

④環境美化

「整った美しい環境」が穏やかな心を育むことをふまえ、校内の環境美化に努める。

(2) 生徒一人ひとりの自己効力感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①教員の授業力向上

「わかる授業」をめざし、授業改善の取り組みと授業力向上に努める。

②一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、教育活動を推進する。

ア さまざまな学習機会に班活動を生かした展開を推進する。

イ 生徒の自発的な活動を支える生徒会・委員会活動の充実を図る。

ウ 生徒が主体的に取り組める行事をはじめとした特別活動においてどの生徒にも輝ける場面を設定していく。

③人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

あらゆる学校生活・場面でソーシャルスキルトレーニングを意識的に行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育てていく。

④安心して自分を表現できるようになるためのカリキュラム・指導方法の工夫

カリキュラム作成時や指導方法を考える際に「考えを整理する力」・「活用する力」・「見通す力」を意識的に育成するための仕掛けを考案・工夫し、実践する。

⑤人とつながる喜びを味わう体験活動

仲間とわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間等における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

羽曳野市立高鷲中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 家庭訪問	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 家庭訪問	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 家庭訪問	第1回いじめ対策委員会 第1回不登校対策委員会 (年間計画の確認、問題行動 調査結果を共有)
5月	学年会議(情報交換・共有) 教育相談アンケートの実施	学年会議(情報交換・共有) 教育相談アンケートの実施	学年会議(情報交換・共有) 教育相談アンケートの実施	「学校いじめ防止基本方針」 の更新
6月	教育相談	教育相談	教育相談	第2回いじめ対策委員会 第2回不登校対策委員会 (情報共有・対応の確認)
7月	学年会議(情報交換・共有)	学年会議(情報交換・共有)	学年会議(情報交換・共有)	第3回いじめ対策委員会 第3回不登校対策委員会 (情報共有・対応の確認)
9月	学年会議(情報交換・共有)	学年会議(情報交換・共有)	学年会議(情報交換・共有)	第4回いじめ対策委員会 第4回不登校対策委員会 (情報共有・対応の確認)
10月	教育相談アンケートの実施 学年会議(情報交換・共有)	教育相談アンケートの実施 学年会議(情報交換・共有)	教育相談アンケートの実施 学年会議(情報交換・共有)	第5回いじめ対策委員会 第5回不登校対策委員会 (情報共有・対応の確認)
11月	教育相談 学年会議(情報交換・共有)	教育相談 学年会議(情報交換・共有)	教育相談 学年会議(情報交換・共有)	第6回いじめ対策委員会 第6回不登校対策委員会 (情報共有・対応の確認)
12月				第7回いじめ対策委員会 第7回不登校対策委員会 (情報共有・対応の確認)
1月	教育相談アンケートの実施 教育相談	教育相談アンケートの実施 教育相談	教育相談アンケートの実施 教育相談	第8回いじめ対策委員会 第8回不登校対策委員会 (情報共有・対応の確認)
2月	学年会議(情報交換・共有)	学年会議(情報交換・共有)	学年会議(情報交換・共有)	第9回いじめ対策委員会 第9回不登校対策委員会 (情報共有・対応の確認)
3月	学年会議(情報交換・共有)	学年会議(情報交換・共有)	学年会議(情報交換・共有)	第10回いじめ対策委員 第10回不登校対策委員会 (情報共有・対応の確認)

(3) いじめの早期発見・早期解決のために、様々な手段を講じる。

①いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 全ての教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

イ おかしいと感じた生徒がいる場合には学年集団や生徒指導係会議、いじめ不登校委員会等の場において気付いたことを共有し、より多くの職員で当該生徒を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ 「カウンセリング前(いじめ調査)アンケート」を年3回(学期に1回)行い、その後「担任と生徒の二者懇談」を行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめの未然防止や早期発見に努める。

オ 年3回(学期に1回)の「学校生活アンケート」により、学校全体の生徒の意識状況を把握し、その後の人間関係づくりに関する教育活動の推進に役立てる。

カ 生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラーなどの相談窓口を周知する。

②いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、保護者の考えを組み入れて指導する。いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたり、保護者に対しても指導・支援を行う。

ウ 傍観者の立場にいる生徒らにも、いじめているのと同様であることを指導する。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。

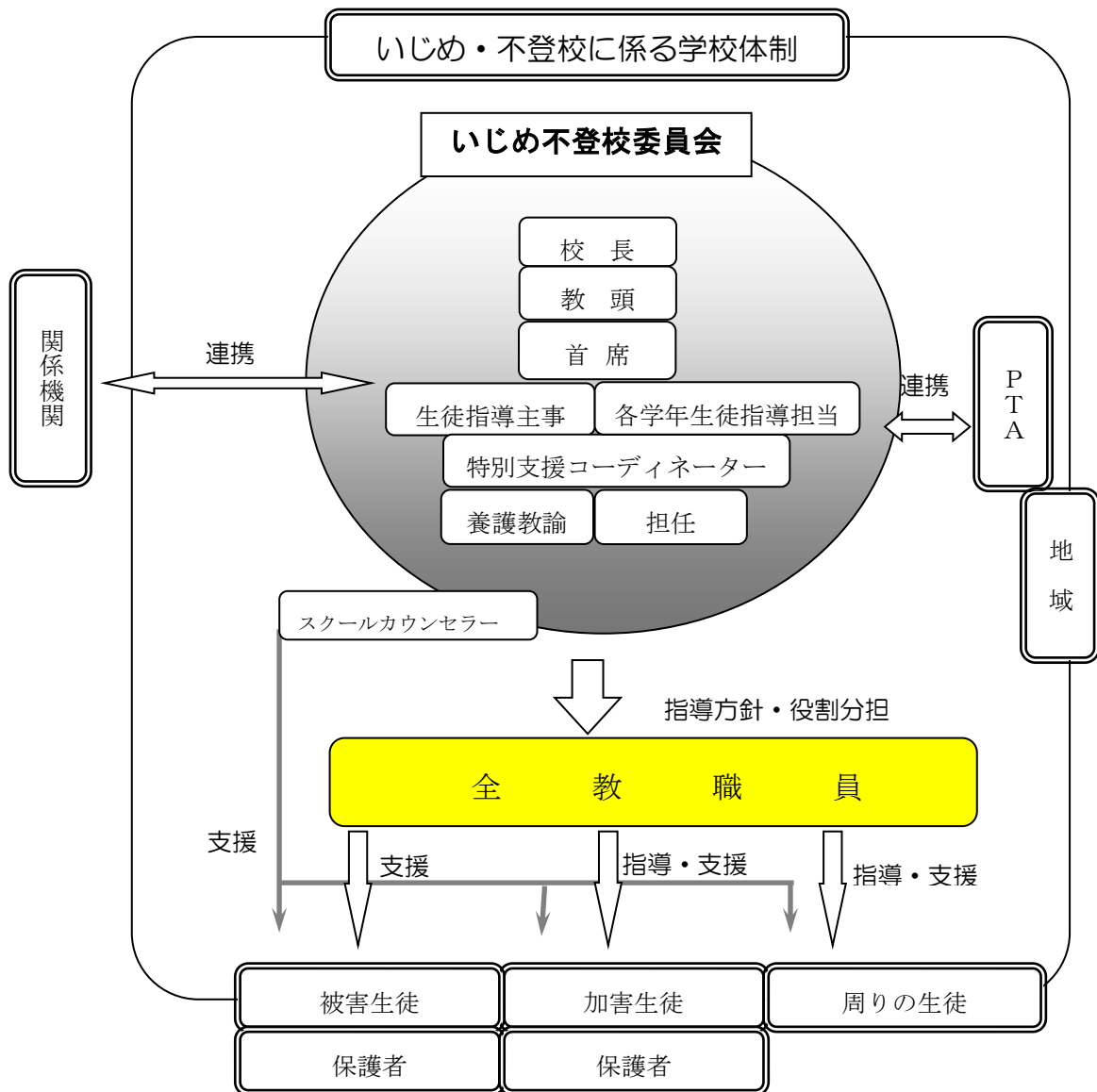
(4) 学校と家庭が協力して、継続指導にあたる。

いじめ問題が起きたときには家庭との連携を一層密にし、保護者への支援を念頭に入れながら、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。また家庭も含めた継続指導・支援を行う。

(5) 教職員と専門家等が連携したチーム対応をする。

①学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「悩みの電話相談」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

②教育委員会、SC、SSW、など専門家と連携する。



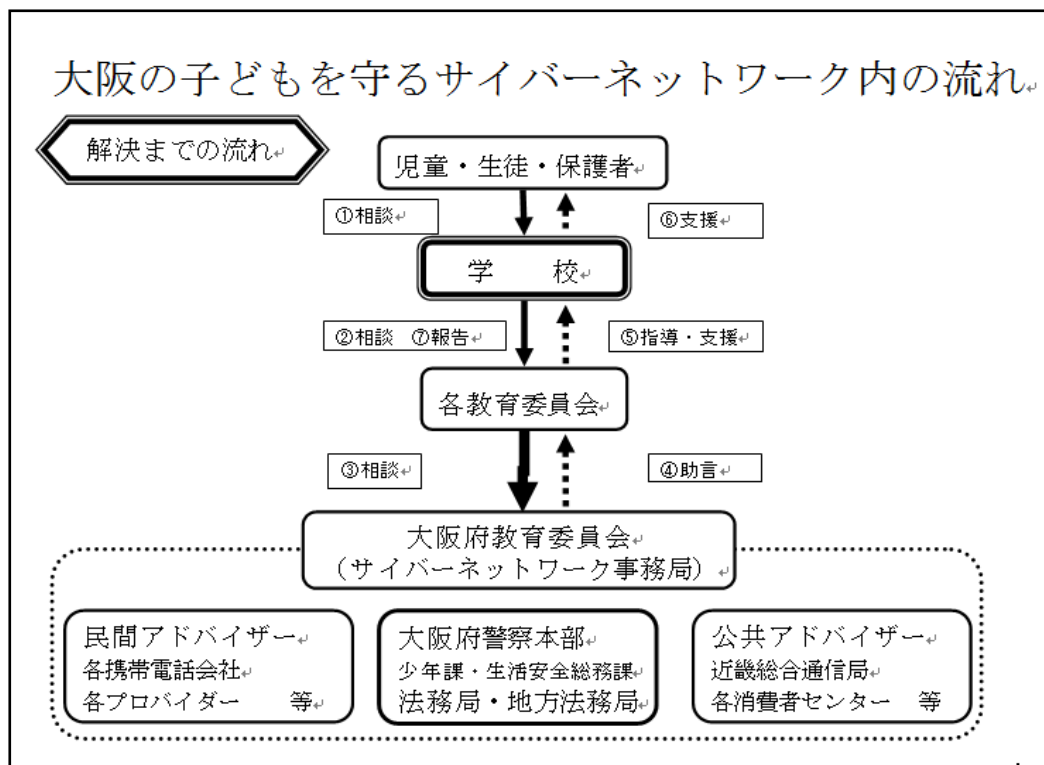
5. 「インターネット上のいじめ」への対応

(1) インターネット上のいじめの発見(情報提供者の守秘)

(2) 書き込みの内容の確認と保存(書き込みの内容が緊急性を要する場合は、関係機関に連絡・大阪の子どもを守るサイバーネットワークの活用)

(3) ①管理者と連絡が取れる場合→掲示板の管理者に削除依頼及び開示請求

②管理者と連絡先が不明の場合→掲示板等のプロバイダ(掲示板サービス提供会社等)に削除依頼



6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導係会議」

毎週1回「生徒指導係会議」を開催し、各学年の情報交換を実施し、学校としての方針のすり合わせを密に行う。また月1回、職員会議を利用し、全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び気持ちの揃った共通行動・対応

についての話し合いと確認を行う。

②「いじめ対策委員会」

月1回委員会をもち、いじめ防止に関する措置を実効的に行うため校長、教頭、首席、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、SC、関係教職員による「いじめ・対策委員会」を行う。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場に応じた適切な処置をとるとともに校長・教頭に報告する。また状況によっては緊急生徒指導部会を開催し、迅速な対応を行う。さらに校長の指示により早急に支援体制をつくり対処する。

5. 重大事態への対処

(1) 市教育委員会又は学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

① 重大事態の発生と調査

重大事態とは・・・

○いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ◇生徒が自殺を企図した場合 ◇身体に重大な障害を負った場合
 - ◇金品等に重大な被害を被った場合 ◇精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

※ 「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときも、上

記目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

②調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、市教育委員会と十分連携を図り進めていく。

③事実関係を明確にするための調査の実施について

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく客観的な事実関係を速やかに調査する。

(2) 関係諸機関との連携

①警察との連携

事実確認した上で、いじめ行為の中に、暴行、恐喝など犯罪が認められた際には、警察に相談する。いじめられた生徒や保護者が被害届を提出した際には、全教職員による見守り体制を整え、被害の生徒の心身の安心と安全を確保する。

②福祉機関との連携

ア いじめられた生徒が不登校となったり、精神的に不安定な様子が見られたりする場合は、被害の生徒やその保護者の了解を得た上で、医療機関や子ども家庭センター、羽曳野市こども課(家庭児童相談所)等などの福祉機関と連携し、当該の生徒や保護者に援助を行うことを検討する。

イ いじめた生徒の保護者が、自分の子どもの行為への責任や関心を示さず関わろうとしない場合や、いじめた生徒への聞き取りから、過去に保護者等から虐待を受けていたことが加害行為に影響を与えていると考えられる場合、羽曳野市教育委員会、羽曳野市こども課(家庭児童相談所)に連絡し、子ども家庭センターと連携して当該の生徒や保護者への指導・支援を行う。